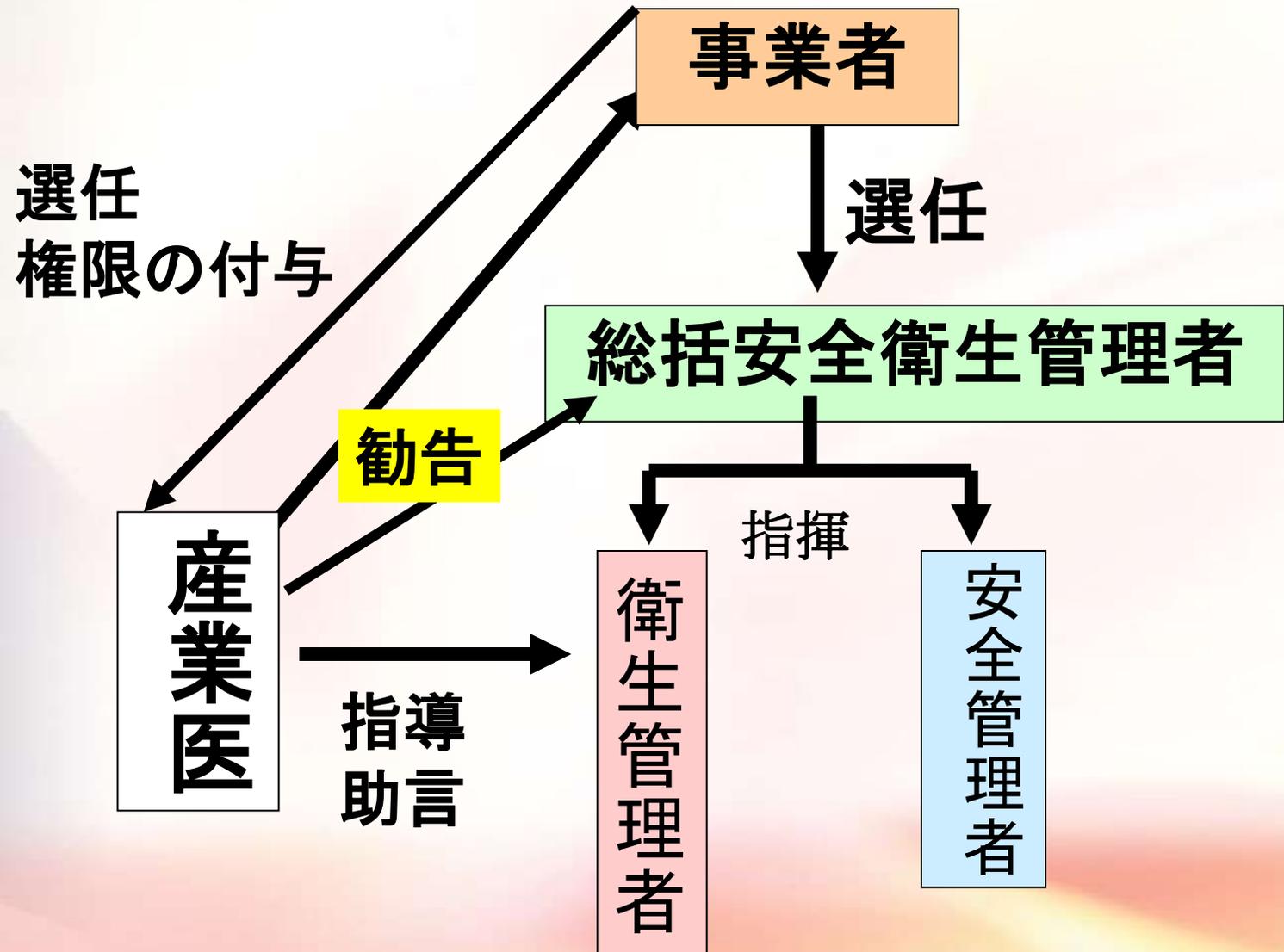


健康確保関係法令等の 主な改正について

医師・労働衛生コンサルタント
櫻澤博文



産業医（安衛法13）と関連組織



産業医の職務

1983年当初

- ① 健康診断の事後措置
- ② 衛生教育
- ③ 保健

1995年追加

- ④ 作業環境管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 健康管理
- ⑦ 健康教育・健康相談

過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、健康管理の措置を実施し、時間外労働をできるだけ短くすることが重要です。さらに、健康診断の結果などを踏まえた産業医の意見を聴いて、適切な就業上の措置を総合的に講じるよう努めましょう。

2006年追加

このため…

厚生労働省労働基準局／都道府県労働局／労働基準監督署

注1) このリーフレットは、9...
注2) 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就業態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
注3) 総合対策での時間外労働は、1週当たり40時間を超える部分のことです。
注4) 2～6か月平均で100時間を超える時間外労働とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、6か月間のいずれかの月平均時間外労働が100時間を超えるという意味です。

「精神健康コンテナ」
ストレスチェック面接医のための
メンタル産業医
入門
講談社学芸 櫻澤博文 著

2015年施行

産業医の職務（安衛則14、15）

図4

＜心身双方の＞健診 → 予防、改善

作業環境の管理 → 改善

作業管理 → 働かせ方

健康管理、健康教育、健康相談、
衛生教育

健康障害の原因調査→再発防止

▲ 職場巡視

産業医履行義務増加 ∴事業主責任の分担

図5

●2006年より 安衛則52条の3第4項:

長時間労働面談申出勧奨

▼2018年より

▶安衛法13条第3項: **誠実職務遂行義務**

▶安衛法13条第4項: 労働時間確認義務

★安衛則14条の3 勧告内容: **事前に意見確認義務**



産業医権限の具体化(履行義務増加)

- ①産業医 & 業務内容：社内掲示
- ②80時間/月以上労働 従事者労務情報→産業医に
- ③長時間労働者 面接指導対象：100→80時間/月
- ④衛生委員会に調査審議： 議案提出可能に
- ⑤勧告：事前に事業者と協議確認、衛生委員会へ報告

【参考3-2】リスクアセスメント対象物健康診断の対象者選定フローチャート（概要）

2024/3/5ver.

リスクアセスメント対象物を常時取扱う

いいえ

はい

リスクアセスメント

濃度基準値
設定物質*1

数理モデル等

実測

推定ばく露濃度の評価

確認測定*2

いいえ

<=八時間濃度
基準値×1/2

はい

>濃度基準値

いいえ

除外条件*3

いいえ

リスクアセスメント対象物健康診断

関係労働者の意見

リスクが許容
(受容) できない

リスクが許容 (受容) できる*5

リスクアセスメント対象物健康診断は実施せず

第4項健康診断

第3項健康診断

推奨条件*6

いいえ

はい

*1:「濃度基準値が設定されていない場合」で「職業性ばく露限界値」がある場合は準用

*2:最大ばく露労働者（ばく露の程度が最も高いと想定される均等ばく露作業における、最も高いばく露を受ける労働者）に実施（当該作業ごとに実施することが望ましい）

*3:「工学的措置又は保護具を適正に使用（吸入濃度は基準値以下）」

*4:「呼吸域の濃度が短時間ばく露での技術指針の基準に関する努力義務の濃度基準（または職業性ばく露限界値）を満たしている」

*5:「工学的措置又は保護具によるばく露低減措置は不要」と判断される場合

*6:「工学的措置又は保護具を適正に使用（吸入濃度は基準値以下等）」

※本チャートは概要であり、詳細はガイドライン等を参照のこと

図7

2016年～ リスクアセスメント実施義務

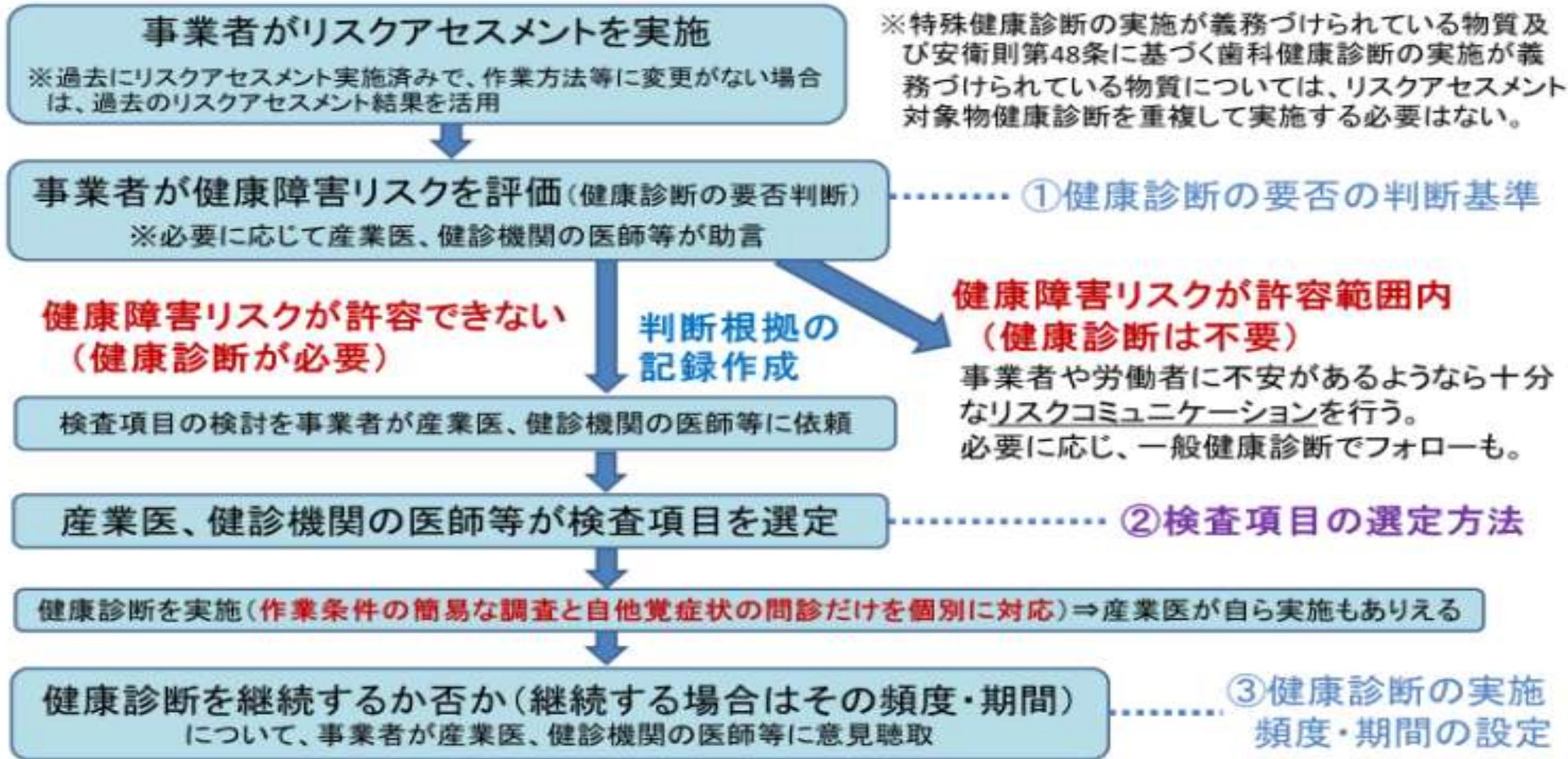


図8

リスクアセスメント対象物健診：第3項健診の流れ（行政資料より了解を得て一部改変）

GHS分類

図9 化学品のSDS

SDS

GHSの有害性分類項目

急性毒性

皮膚腐食性/刺激性

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

呼吸器感作性または皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性

生殖毒性

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

誤えん有害性



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問い合わせ サイトマップ 検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質



化学物質のトップへ

- 安衛法名称公表化学物質等
- 化学物質による災害事例集
- GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
- 化学物質のリスクアセスメント実施支援
- GHS対応モデルラベル作成
- その他の情報はこちら

- Materiales educativos y otras herramientas (スペイン語)
- Materiais e Ferramentas de Aprendizagem (ポルトガル語)
- 각종 교재·도구 (韓国語)



働く人 家族 企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。



図10

【被災地の皆様へ】
令和6年能登半島地震に関する厚生労働省からの情報は、同省特設サイトをご確認ください。

図11

サイトについて | 組織・沿革 | バイオテクノロジー | 化学物質管理 | 統合版GHS | 製品安全

化学物質管理

GHS分級 | GHS分級結果 | GHS分級結果 | NITE統合版 GHS分級結果

NITE統合版 GHS分級結果

Japanese / English

「政府によるGHS分級結果」
 SDS-ラベルの作成支援のために政府がGHS分級を実施
 約3,000物質
 nite
 分級結果をNITEが整理・統合

化学物質管理
 ニュースリリース一覧
 はじめての方はこちら
 化学物質管理情報
 化学物質管理関係システム (NITE-GROUP)
 GHS分級結果検索サイト (J-VELL, SDS: NITE-Ghsca)
 NITE統合版 GHS分級結果 (Excel, HTML)
 GHS分級方法
 GHS適合物分級判定ツール/SDS作成支援システム (NITE-Ghsca)
 GHS適合物分級判定ツール/SDS作成支援システム
 関連GHS文書
 消費者製品へのGHSラベル

概要

NITE統合版 GHS分級結果は政府による分級事業で分級された結果をNITEが独自ポイント化しております。

<NITE統合版の特徴>

- 政府によるGHS分級結果の最新版のみを掲載し、同じ物質で複数回再分級された物質は最新の最新のMS-A252、A253に基づいた分級結果の表現、コード等に変更(2019年度版に準拠)
- 危険有害性が付与されない、物理的分級結果に記載(分級対象外)、分級対象外、区分に該当し
- 危険有害性の分級結果を1つのみ表示(条件付きで別表が分かれる場合)
- 全対象物質の危険有害性区分一覧表を公開
- 全対象物質の分級結果一覧表の一覧表を公開

※政府による分級事業で再分級が実施されていない場合は、「政府によるGHS分級結果」と分級結果は同じです。分級結果の表現、コード等のみ最新のMS-Aに準拠したものに書き換えています。

「政府によるGHS分級」の分級結果において条件で判定が分かれる場合のNITE統合版での表示の判断、掲載文の書き方について 色

<改正薬学法規定化学物質と政府によるGHS分級の実施状況>

改正薬学法規定(令和5年度(2023年度)以降)でSDS提供の対象となる物質について政府によるGHS分級の実施状況の一覧表を掲載しました。

改正薬学法規定化学物質と政府によるGHS分級の実施状況の一覧表 色

<<経緯(2022.1.30)>>
 登録番号H22.094ICCAS RNを追加いたしました。

<最終更新日: 2023年9月25日>

下記のリンク先から個別分級結果 (Excel, HTML) 及び一覧表 (Excel) をご覧いただけます。

▶ **NITE統合版 GHS分級結果一覧を閲覧する**

化学物質のリスク評価
 動物実験代替法 (QSAR, Read-across, IATA)
 規制関連情報
 化学物質のリスクコミュニケーション
 パンフレット、講演資料
 シンク集
 お問い合わせ
 入力欄

化学物質管理センター
 取組・成果(ニュースリリース)

nite ケミマガ
 化学物質管理関連情報

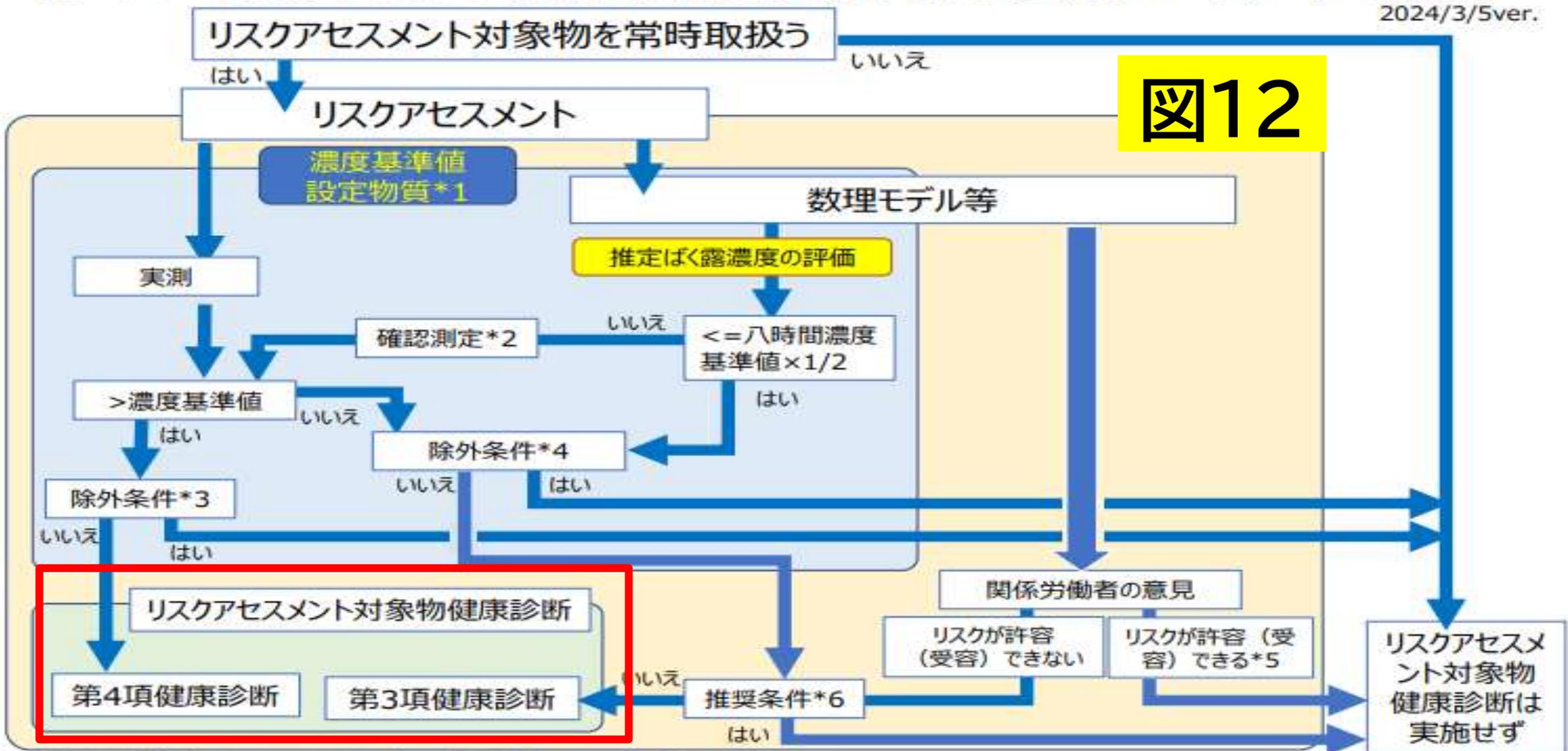
製品評価技術基盤機構提供
GHS政府分類結果



【参考3-2】リスクアセスメント対象物健康診断の対象者選定フローチャート（概要）

2024/3/5ver.

図12



*1:「濃度基準値が設定されていない場合」で「職業性ばく露限界値」がある場合は準用
 *2:最大ばく露労働者（ばく露の程度が最も高いと想定される均等ばく露作業における、最も高いばく露を受ける労働者）に実施（当該作業ごとに実施することが望ましい）
 *3:「工学的措置又は保護具を適正に使用（吸入濃度は基準値以下）」
 *4:「呼吸域の濃度が短時間ばく露での技術指針の基準に関する努力義務の濃度基準（または職業性ばく露限界値）を満たしている」
 *5:「工学的措置又は保護具によるばく露低減措置は不要」と判断される場合
 *6:「工学的措置又は保護具を適正に使用（吸入濃度は基準値以下等）」

※本チャートは概要であり、詳細はガイドライン等を参照のこと

出典・参考

図13

「化学物質の
自律的な管理における
健康診断に関する
検討報告書(追補版)」

2024年3月1日

化学物質の自律的な管理における健康影響モニタリングにかかる専門家会議

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

化学物質情報管理研究センター

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001223418.pdf>

図14 健康有害性情報と健診の種類と頻度のめやす

GHSの健康有害性分類項目	第4項健診		第3項健診	
	大量漏洩	急性影響評価	慢性・遅発性影響評価	頻度の目安 (第3項健診として)
①急性毒性	②③④⑧に準ずる			
②皮膚腐食性/刺激性	○	○	×	6月以内に1回
③眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	○	○	×	6月以内に1回
④呼吸器感作性または皮膚感作性	○	○	×	6月以内に1回
⑤生殖細胞変異原性				
⑥発がん性	×	×	○	1年以内に1回
⑦生殖毒性	△	△	○	
⑧特定標的臓器毒性（単回ばく露）	○	○	△	6月以内に1回
⑨特定標的臓器毒性（反復ばく露）	△	△	○	3年以内に1回
⑩誤えん有害性				

図15

検査項目の設定②（検査項目の選定）

a) 特別規則物質の標的影響と健康診断項目の例
（自覚症状・他覚所見の検査を除く）

標的臓器	標的健康影響	検査項目		特別規則該当物質の例
		基本項目	推奨項目	
発がん	腎臓がん	尿潜血検査・沈査、尿路造影検査、腹部超音波検査		トリクロロエチレン
	膀胱がん・泌尿器系がん	尿潜血検査・沈査、尿細胞診	膀胱鏡検査 尿路造影検査 腹部超音波検査	o-トルイジン、MOCA、
	呼吸器系がん	胸部エックス線撮影検査	特殊なエックス線撮影の検査（CT）、喀痰細胞診、気管支鏡検査	ニッケル、エチレンイミン
	鼻腔がん		上気道の病理学的検査 耳鼻科学的検査（視診）	酸化プロピレン
	悪性リンパ腫	白血球数および分画	リンパ節の病理学的検査、MRI	ベンゾトリクロリド
	白血病・再生不良性貧血	赤血球系・白血球系の検査	骨髄性細胞の算定	エチレンイミン
	皮膚がん		皮膚の病理学的検査	ベンゾトリクロリド、砒素 ニッケル、βプロピオラクトン
	肝血管肉腫	AST/ALT/γ-GT	シンチグラム	PCB
	肝胆管系がん	AST/ALT/γ-GT	腹部の画像検査 CA19-9等の腫瘍マーカー	四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
皮膚感作性	皮膚炎（感作性）		皮膚貼付試験（パッチテスト）、血液免疫学的検査、アレルギー反応の検査	ベリリウム、コバルト、ニッケル、トリレンジイソシアネート
呼吸器感作性	アレルギー性喘息		呼吸機能検査	トリレンジイソシアネート

図16

特別規則物質の標的影響と健康診断項目の例
(自覚症状・他覚所見の検査を除く)

標的臓器	標的健康影響	検査項目		特別規則該当物質の例
		基本項目	推奨項目	
肝障害	急性肝炎・肝細胞障害	AST/ALT / γ -GT	その他の肝機能検査	
	胆管系障害	AST/ALT / γ -GT/ALP/血清総ビリルビン		1,2-ジクロロプロパン
	肝脾腫		γ -GT、ZTT、ICG、LDH、シンチグラム	PCB
腎障害	尿細管障害	尿中 β 2-マイクログロブリン	尿中 α 1-マイクログロブリン、尿中NAG	カドミウム
血液系障害	赤血球産生障害	赤血球系の検査（赤血球数／血色素量）	網状赤血球、ヘマトクリット、血清間接ビリルビン	o-トルイジン、o-フタロジニトリル
	溶血性貧血			ナフトレン
	メトヘモグロビン血症		血中メトヘモグロビン	o-トルイジン
	出血傾向		出血時間	弗化水素
呼吸器系障害	間質性・気腫性変化	血清KL-6	血清SP-D、胸部エックス線、特殊なエックス線撮影の検査（CT等）、呼吸機能検査	インジウムすず化合物、リフラクトリーセラミックファイバー、コバルト
		呼吸機能検査		五酸化バナジウム等
循環器障害	血圧低下、心臓への影響	血圧値	心電図検査	三酸化ニアンチモン、コバルト、ニトログリコール
中枢・末梢神経障害	中枢神経障害		知覚異常、ロンベルグ兆候、拮抗運動反復不能症等の神経学的検査	アルキル水銀、水銀
	末梢神経障害	運動障害、不随意運動、握力	神経学的検査（視野、聴力、色覚、脳波）、筋電図検査	スチレン
	コリンエステラーゼ阻害	縮瞳、線維束攣縮、血清コリンエステラーゼ活性	赤血球コリンエステラーゼ活性 血漿コリンエステラーゼ活性	DDVP アクリロニトリル
内分泌系異常	糖質代謝異常、脂質代謝異常等	尿糖	脂質検査、血中酸性フォスファターゼ、	弗化水素

図17

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚労省、環境省 R3.3 (R6.2月改正)より)

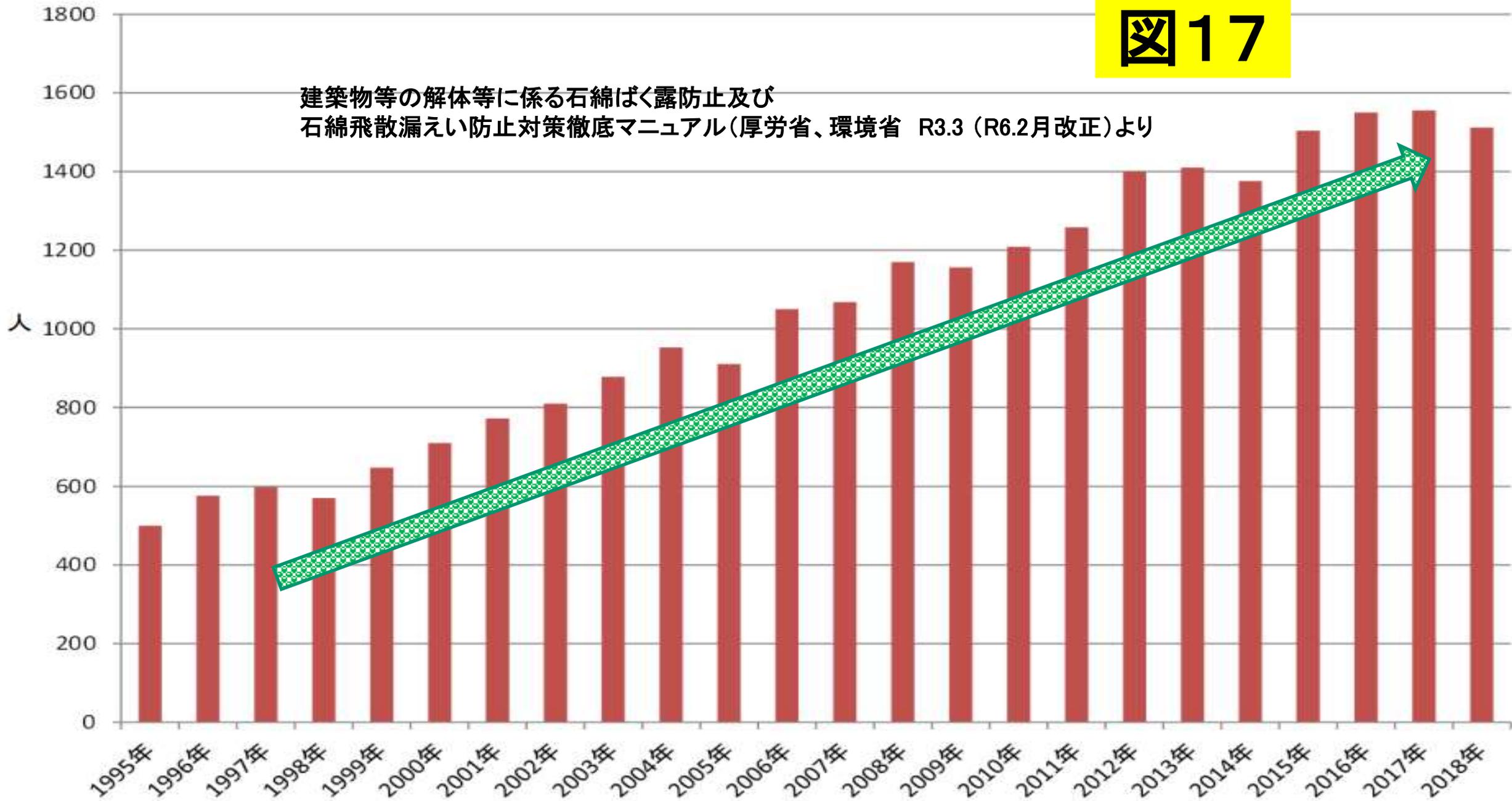
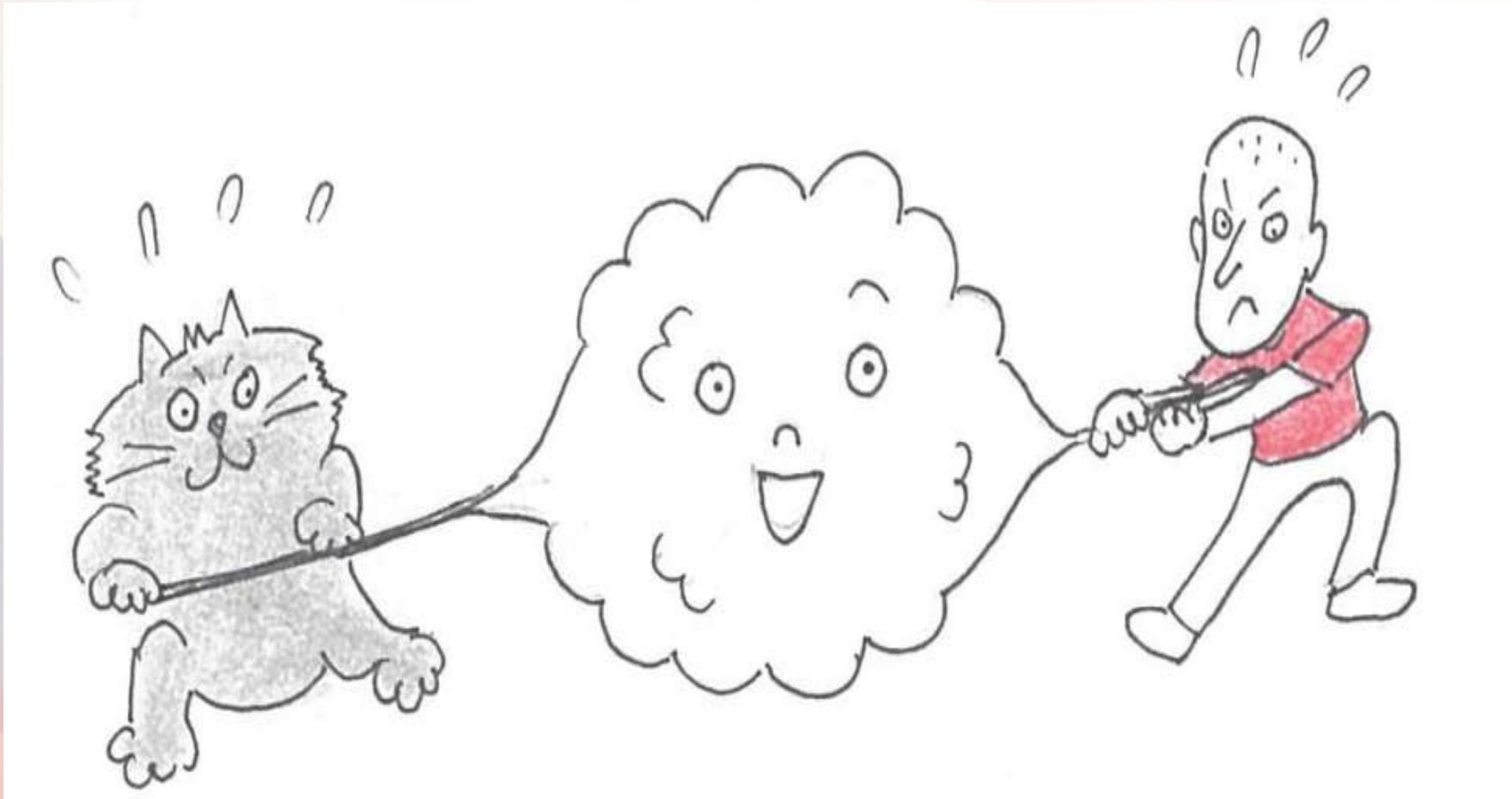


図1.4.1 わが国の人口動態統計による中皮腫死亡者数の推移 (1995-2018)

高抗張性：石のように切れにくい

図18



石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

図19



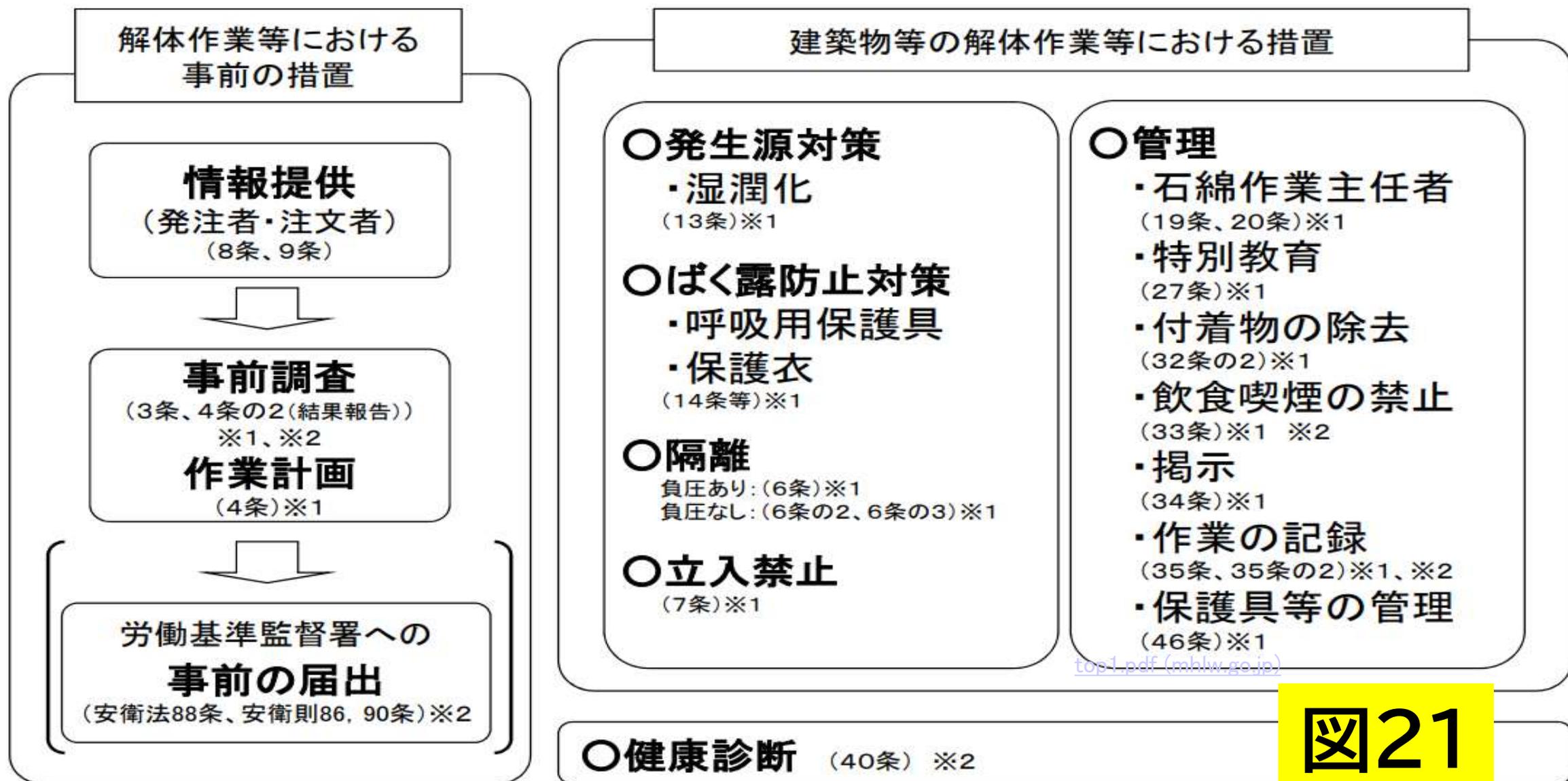
石綿障害予防規則等の改正のポイント（令和2年7月1日公布）

図20

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容		
<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>	
<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時点検</u></p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の负压点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>
<p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 			<p><u>けい酸カルシウム板1種※2（破碎時）</u></p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p>	
			<p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則の概要（改正後：建築物等の解体・改修作業）



2020年から塩基性酸化マンガン、
溶接ヒュームを特定化学物質第2類に追加

第2類物質

発生源は密閉

局所排気装置

気中濃度を一定基準以下

慢性障害を予防

図23

特定化学物質・ 四アルキル鉛等

作業主任者テキスト

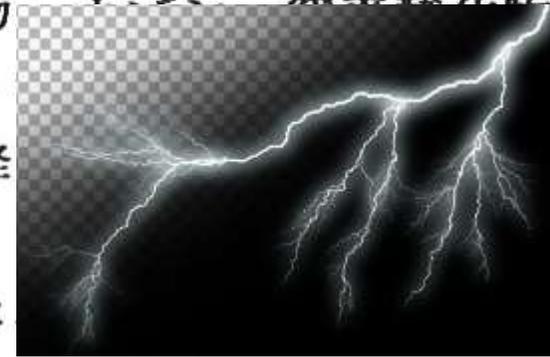
●講義用図表ファイル集●【第14版】

テキストP122 有害性 パーキンソン,発がん

図24

(1) 溶接ヒュームの健康障害

溶接作業によりばく露される有害物質・要因は、溶接対象母材・溶接棒・溶加材・フラックス中の金属（鉄、マンガン、アルミニウム、ニッケル、クロム、カリウム、バリウム、カルシウム、フッ素、チタン、コバルト、亜鉛、モリブデン、鉛、マグネシウム、ヒ素）および化合物、シリカ、フッ素化合物、一酸化炭素、酸化炭素、塩素化炭化水素、紫外線、電磁場等がある。重要なのは、溶接工肺とよばれるじん肺、発がん



① 急性症状

皮膚や粘膜に接触すると刺激を与える。吸入すると金属蒸気によるヒューム熱を生じる。

② 慢性症状

マンガン中毒による神経機能障害（パーキンソン症候群）、じん肺、肺がんなどがある。

ア 溶接工肺（じん肺）

溶接工肺は、1,500℃以上の高熱により金属が蒸発・酸化・冷却され生成されるおおむね球状のヒュームを溶接作業者が吸入することで、肺の組織が線維増殖性変化を起こすじん肺を発症する。線維化した組織は、酸素と二酸化炭素のガス交換ができなくなる。

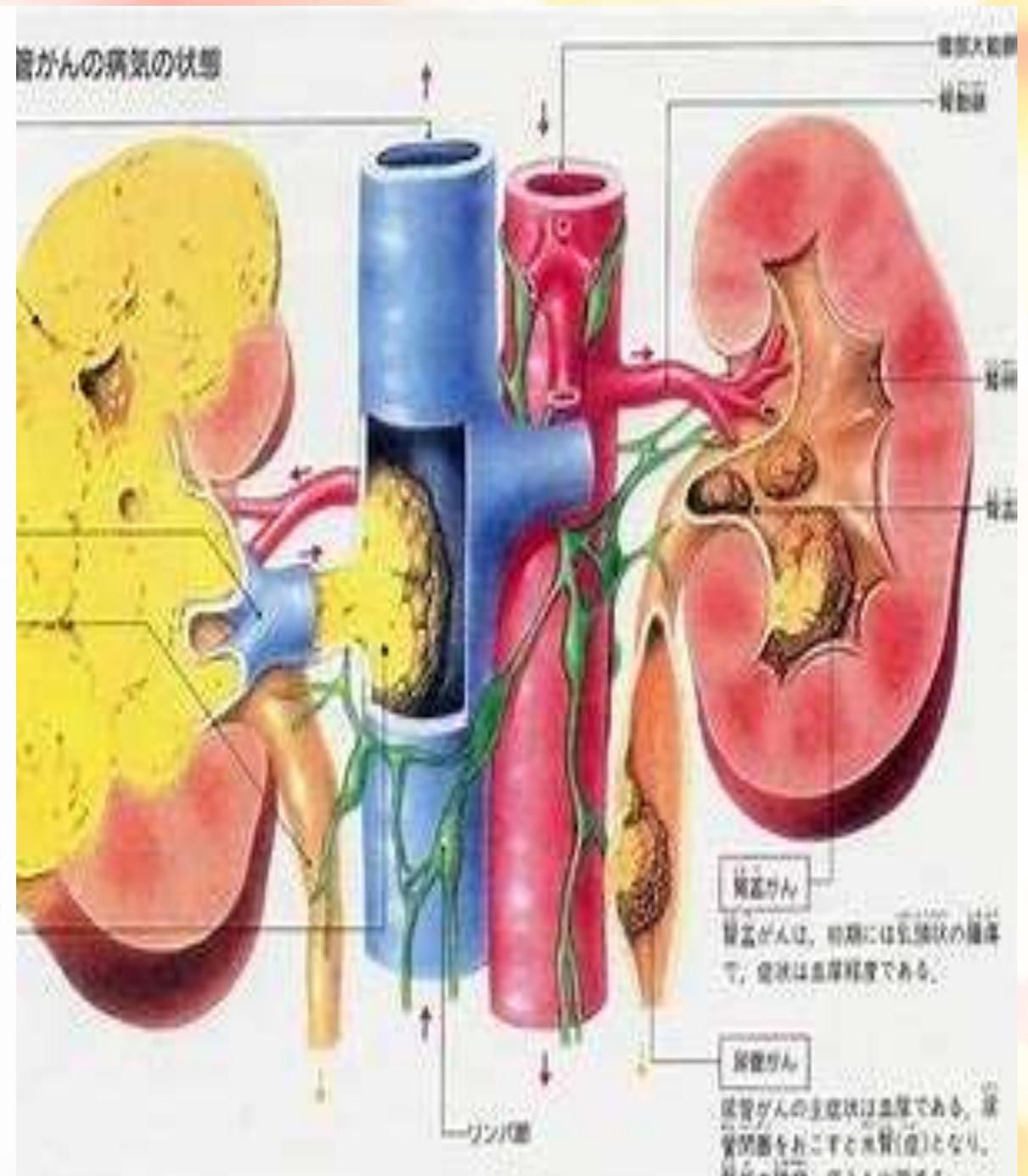
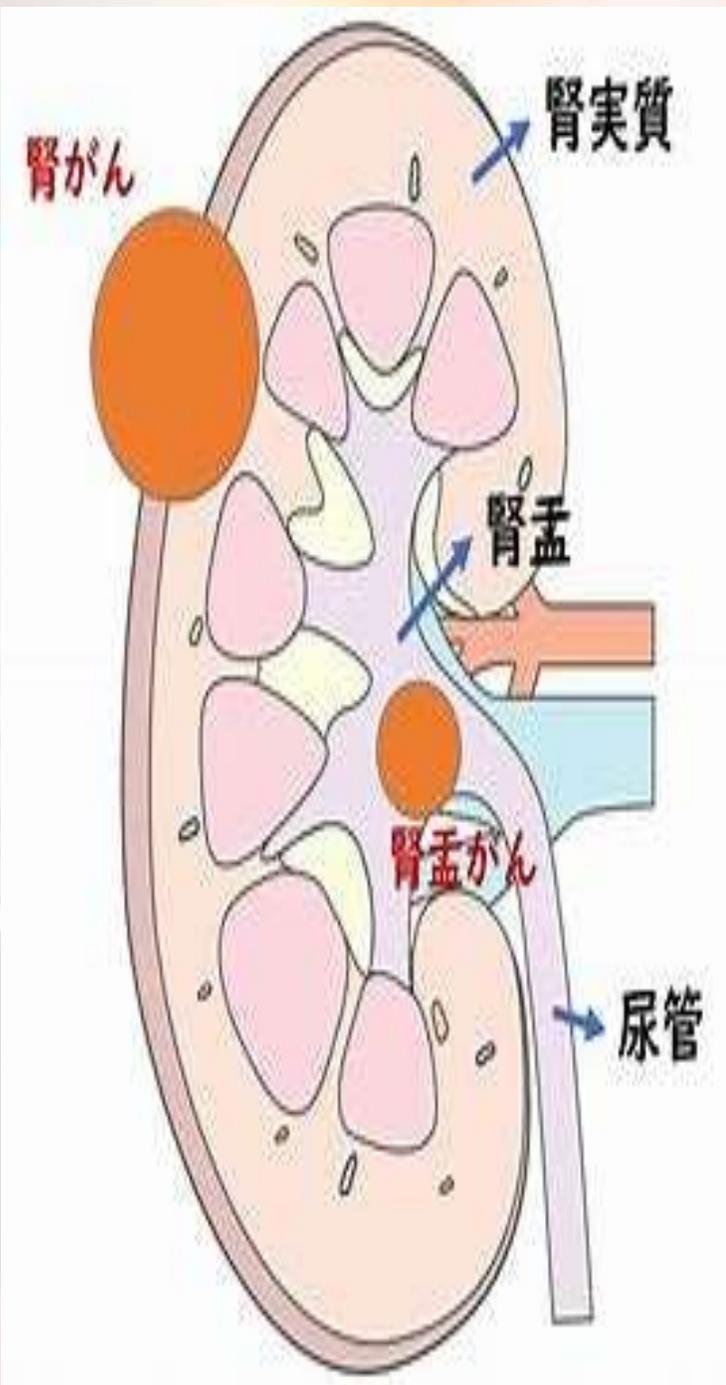


図25

出典・参考

ご存知ですか？ 職場における労働衛生基準が 変わりました



事務所衛生基準規則 令和4年12月1日施行

- 作業面の照度基準が 3 区分から 2 区分へ 施行:令和4年12月1日

事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の 3 区分から 2 区分に変更されました。「一般的な事務作業」については 300 ルクス以上、「付随的な事務作業」については 150 ルクス以上であることが求められます。

今回の改正は、照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用されます。

改正前

作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上

改正後

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300 ルクス以上
付随的な事務作業*	150 ルクス以上

*資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。



温度について

【事務所則第5条第3項関係】

事務所において、事業者が空気調和設備を設置している場合の、労働者が常時就業する室の気温の努力目標値が変わりました。 施行：令和4年4月1日

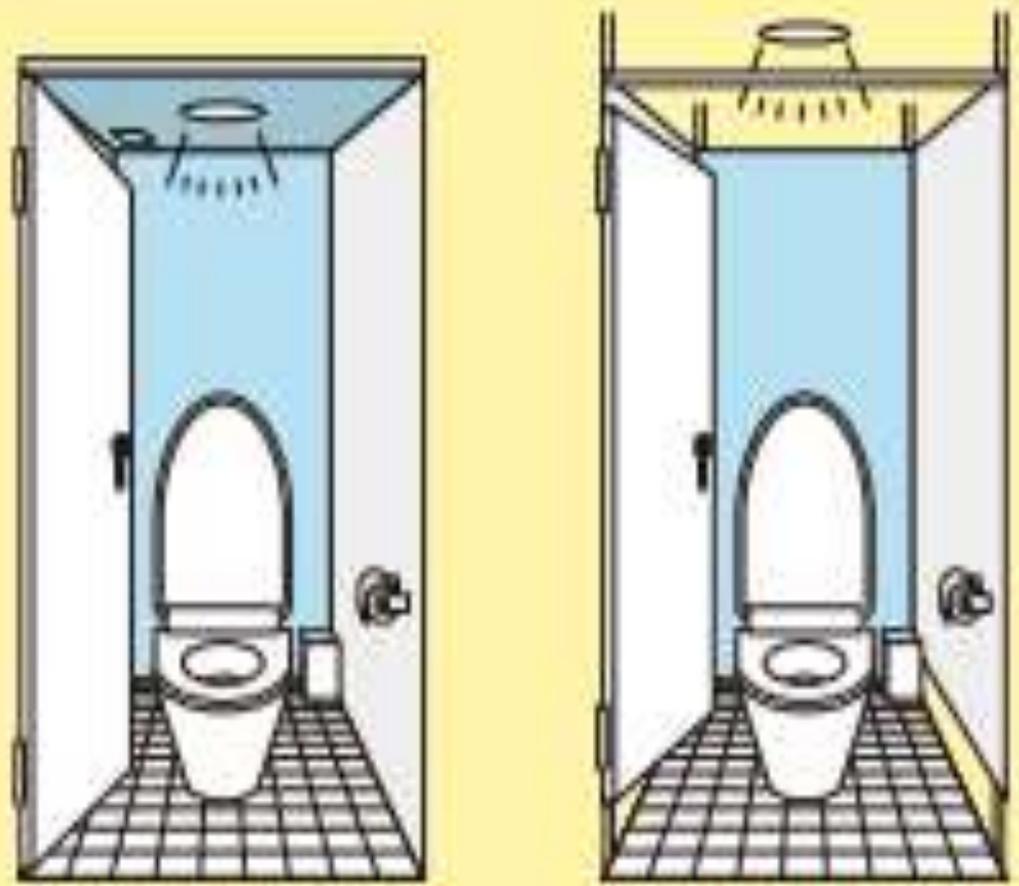
改正前 17度以上28度以下



改正後 18度以上28度以下

● 新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました

▶「独立個室型の便所」とは



OK

NG

- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
※視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1 個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

● 付加的に設置した独立個室型の便所の取扱い

障害のある労働者への配慮や、高年齢労働者の利便性の改善等、便所に対するニーズは多様化していることから、男性用と女性用に区別した便所を設けた上で、独立個室型の便所を設ける場合は、トイレの設置数を算定する際の基準となる同時に就業する労働者の数を独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減らすことができることとなりました。

POINT

【例】同時に就業する労働者数が男性65人、女性65人である場合

【便所の設置基準】 ●男性用と女性用に区別すること ●男性用大便所の便所数：同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上 ●男性用小便所の便所数：同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上 ●女性用便所の便所数：同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上 等

(1) 男性用と女性用に区別した便所のみを設けた場合の必要数

男性用大便所	2個
男性用小便所	3箇所
女性用便所	4個

(2) 「独立個室型の便所」を1個設けた場合の必要数

必要数を算定する際の男性労働者数65人→55人、女性労働者数65人→55人となるため

独立個室型の便所	1個
男性用大便所	1個
男性用小便所	2箇所
女性用便所	3個